

★★★ <第27回知的財産翻訳検定試験【第13回英文和訳】> ★★★
≪ 1 級課題 -知財法務実務- ≫

【問 1】

当初から、特許の付与には「政府と他人との間に生じる」問題が含まれている。Ex parte Bakelite Corp., supra, at 451. 当裁判所が長く認識してきたように、特許の付与は、「付与人である公衆と、…特許権者」との間の問題である。Duell, supra, at 586 (Butterworth v. United States ex rel. Hoe, 112 U. S. 50, 59 (1884) を引用). 「特許を発行すること」により、特許商標庁は、「公衆から莫大な価値を持つ権利を取り上げて、それを特許権者に授与する」。United States v. American Bell Telephone Co., 128 U. S. 315, 370 (1888). 具体的には、特許は、政府が「新規で有用な改良を行った発明者に与える「公的な権利」である。Seymour v. Osborne, 11 Wall. 516, 533 (1871); accord, Pfaff v. Wells Electronics, Inc., 525 U. S. 55, 63-64 (1998). この公的な権利は、「特許権者に、米国全土において、他者がその発明を生産し、使用し、販売の申し出をし、販売することを排除する権利を与える」。35 USC § 154 (a) (1) そのような権利は、「判例法には存在しなかった」。Gayler v. Wilder, 10 How. 477, 494 (1851). むしろ、その権利は、「制定法の産物」である。Crown Die & Tool Co. v. Nye Tool & Machine Works, 261 U. S. 24, 40 (1923).

さらに、特許を付与することは、「司法の判断」を伴わずに、「行政部門又は立法部門が実現することができる、「憲法上の機能」の一つである。Crowell, supra, at 50-51 (Ex parte Bakelite Corp., supra, at 452 を引用). 合衆国憲法第 1 条は、議会に、期間を限って、著作者及び発明者に、その著作物及び発見についての排他的権利を認めることにより、科学及び有用な技芸の進歩を促進する権限を与えている。§ 8, cl. 8. 議会は、それ自体、法律により特許を付与することができる。例えば、Bloomer v. McQuewan, 14 How. 539, 548-550 (1853) を参照。そして、特許制度の創設から今日まで、議会は、行政部門が法定特許要件を具備する特許を付与することを認めてきた。35 U. S. C. § § 2(a) (1), 151 を参照。また、Act of July 8, 1870, § 31, 16 Stat. 202; Act of July 4, 1836, § 7, 5 Stat. 119-120; Act of Apr. 10, 1790, ch. 7, § 1, 1 Stat. 109-110 も参照。特許商標庁は、発明の特許性を判断するとき、行政権を行使しているのである。Freytag v. Commissioner, 501 U. S. 868, 910 (1991) (Scalia 判事は一部同意意見及び判決に同意) (強調表示削除).

【問2】

1. 本共同事業の組成及び成功のために、全契約当事者は、本共同事業に対して以下の貢献をなすことに合意する。
 - (a) マップデータ社は、本共同事業の求めに応じて、自身が100%著作権及びその他許諾権を管理所有する地図データ（以下「本件地図」という。）を提供するとともに、本件地図について本共同事業による利用のために必要な一切の非独占的許諾を本共同事業の各構成社に対して付与するものとする。かかる許諾には、複製、翻案、本件アプリを介したオンライン配信に係る許諾が含まれるものとするがこれらに限られない。
 - (b) 3Dテック社は、日本国特許第XXXXXXX号により特許された自身の三次元モデル化技術を完全に実施し体现させて、本契約において合意する仕様に定めるところにしたがい、本件地図を組み込んだ本件アプリを開発するとともに、かかる特許技術について本件アプリの形態により実施するための独占的許諾を、本共同事業の各構成社に対して付与するものとする。
 - (c) カーナビゲーション社は、自身の信用を間接的に使用した本件アプリに係る名称及びサービスロゴ（以下「本件アプリ標章」という。）を独創により開発し（これには、抵触する一切の商号、商標及び役務商標について本件アプリの利用に係る全ての区分において権利処理すること、並びにかかる本件アプリ標章を全ての関係商標当局において登録することが含まれるものとする。）、本件アプリ標章を本共同事業による使用のために独占的に許諾するとともに、本件アプリ標章を用いて、全ての利用可能なスマートフォン向けアプリ配信プラットフォームにおいて、本件アプリを販売頒布するものとする。
2. 全契約当事者は、本共同事業が独立した権利能力を有しない組合の形態によるものであることを明示的に承諾しかつ合意する。ITソフトウェア社は、本共同事業のための契約の締結、共同資産（本共同事業の過程で独創によりかつ固有に生じた一切の技術的秘蔵及びノウハウ、その他知的財産を含む。）の管理、その他共同の利益の保護において、必要に応じて、本共同事業の代表者を務めるものとする。
3. 本共同事業により生じる一切の損益及びその他結果は、本共同事業に係る各構成社の持分に比例案分して、本共同事業の各構成社に対して配当され、また当該構成社により負担されるものとする。なお、本契約の目的におい

て、当該持分とは、マップデータ社が 20%、3Dテック社が 40%、カーナビゲーショソ社が 30%、ITソフトウェア社が 10%とする。